建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

平成二十二年十月一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　処分をした年月日

平成二十二年九月十七日

二　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社阪奈工業	大和郡山市白土町四一五番地の一	熊本　徹哉	奈良県知事許可（般一九）第八一五五号
株式会社二上工務店	大和郡山市高田町二四五番地	阪上　政和	奈良県知事許可（般一八）第一五二四一号
有限会社松本興業	御所市大字東辻一一六番地の一	松本　浩樹	奈良県知事許可（般一八）第一二〇〇五号

三　処分の内容

建設業法第二十九条の二第一項の規定に基づく建設業者の許可の取消し

四　処分の原因となった事実

営業所の所在を確知できないため、平成二十二年八月十日付け奈良県公報第二千百九十七号でその旨を公告したが、公告の日から三十日を経過しても申出がなかった。

このことが、建設業法第二十九条の二第一項に該当する。